

平成 25 年 2 月 13 日

各 位

東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
代表取締役社長 中山 義人
(コード番号: 3850 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 管理本部長
鈴木 誠
TEL 03-5549-2821 (代表)

株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、平成 26 年 4 月 1 日までに単元株式数を 100 株とすることが義務付けられました。これを踏まえ、100 株を 1 単元とする単元株制度を導入することとし、併せて株式の流動性向上を図ることを目的として、当社株式 1 株を 200 株に分割いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載または記載された株主の有する株式数を 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）最終の発行済株式の総数に 199 を乗じた株式数といたします。
平成 25 年 2 月 13 日（水曜日）現在の発行済株式総数で試算しますと以下のとおりとなります。

①株式分割前の発行済株式の総数	24,775 株
②今回の分割により増加する株式数	4,930,225 株
③株式分割後の発行済株式の総数	4,955,000 株
④株式分割後の発行可能株式の総数	11,200,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）
②基準日	平成 25 年 3 月 31 日（日曜日） ※実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）
③効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）
-------	----------------------

(参考) 平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款一部変更について

変更内容は以下のとおりです。

- ①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数を変更いたします）。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条の2（単元株式数）を新設いたします。
- ③新設条文の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

変更前	変更後
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>56,000株</u>とする。 （新設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>11,200,000株</u>とする。 <u>第6条の2（単元株式数）</u> 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>附則</u> 第1条 <u>第6条の変更は、平成25年4月1日をもって効力を生じるものとする。</u> 第2条 <u>前条及び本規定は、平成25年4月1日の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

5. 配当予想の修正について

今回の株式分割に伴う配当予想の修正はありません。

以 上